

定例教育委員会

会 議 錄

定例教育委員会會議録

平成25年11月26日

平成25年度坂井市教育委員会会議録（概要）

日 時：平成25年11月26日(火) 午後1時30分より2時35分まで
場 所：坂井市役所 第2別館 大会議室

【会議日程】

- 1 委員長あいさつ
- 2 教育委員会会議録（概要）の承認について
- 3 教育長報告
- 4 議 案
 - 議案第21号 坂井市学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱の制定について
 - 議案第22号 就学指定校の変更許可について
- 5 協議事項
 - (1) 坂井市立学校給食センター条例の一部改正について
- 6 報告事項
 - (1) 平成25年度坂井市一般会計補正予算（第3号）にかかる事業概要について
- 7 その 他
 - (1) 行事予定(12月分)について
 - (2) その他

【出席者】

教育委員	青柳裕委員長、喜多正之職務代理者、小島義昭委員 三宅小百合委員、川元利夫教育長
教育部	杉田教育部長、前川事務局次長、甲斐教育審議監
教育施設整備課	藤野課長
学校教育課	土居課長
生涯学習スポーツ課	武曾課長
国体準備室	高澤室長
文化課	川上課長
図書館	高野館長
事務局書記	庄納参事、島田課長補佐

【会議の成立】

教育部長 ただいま、委員数5名、出席委員数5名であるので、地方教育行政委員会の組織運営に関する法律第13条第2項の規定により定足数に達するので、会議の成立を宣言する。

委員長 (あいさつ)

【会議録の承認】

委員長 10月定例教育委員会について、事務局の説明を求める。

事務局次長 (会議録概要説明)

委員長 質問等はないか。ないようであれば、会議録について承認する。
各委員は委員会終了後、会議録への署名を願いたい。

【教育長の報告】

教育長

- ・ 後期の学校訪問も 12/4 の丸岡中だけとなつた。つぶさに見ていただき、委員さん方にご指導いただくことで、学校の環境整備、教員のやる気や指導法の研修に繋がる。教育委員会以外の行事にも出席いただき、感謝している。
- ・ 11/29 からは12月定例会が始まる。来年度予算で支援員の予算を要求している。年を追うごとに気がかりで支援を必要とする子どもが増えている。特別支援学校や特別支援学級に入ることが適當ではと思われる子でも、親御さんの思いもあって普通学級に入れたいということも多く、支援員の配置も必要となる。今年度は市費で52名の支援員を配置したが、来年度は70名を要求している。財政面で難しいところもあるが、市長に説明し少しでも多くの予算をつけていただき、子ども達のためになればと思う。

委員長 これらについて質問等はあるか。

委員長 ないようなので、議案の審議に入る。

【議案第21号 坂井市学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱の制定について】

委員長 これについて事務局の説明を求める。

学校教育課長 (議案内容の説明)

学校給食でアレルギー対応食を提供するための要綱の設置である。新しくなった春江坂井学校給食センターと丸岡地区の給食について適用

される。丸岡地区では、これまでアレルギー適応食を提供していたが、様式等の整備はなかった。春江坂井学校給食センター管内の学校では9月の委員会で説明している資料のスケジュールに基づいて調査を行った。春江坂井学校給食センター管内の児童生徒3,564名のうちアレルギーを持つ児童生徒が270名、そのうち116名が学校給食での対応を希望している。現在は保護者への詳細な聞き取りをしており、20数名が対象となる見込みである。

委員長 これについて何かご質問等はあるか。

委員長 三国学校給食センターは、どうしているのか。

学校教育課長 三国給食センターには、アレルギー対応食専用調理場の設備がないため行っていない。献立を示し、保護者で対応していただいている。

委員長 各自で除去しているのか。

学校教育課長 そうである。

喜多委員 アレルギーを持つ子が多く驚いている。アレルギーのレベルはいろいろあるが、対応の基準はあるのか。

学校教育課長 アレルギーを起こす食品は多々あり、坂井市では13品目について調査を行った。アレルギーの程度には個人差があるので、医師の診断書を兼ねている生活管理表を提出していただいて、どの程度対応するかの判断をする。

教育長 できる限り対応するが、命に関わるような重い症状のものには対応できない。対応食を提供する子には、別ラインで調理した給食を提供する。

教育部長 当初は、除去食での対応とする。

委員長 例えば、小麦アレルギーの子はカレーが食べられないが、その場合に別メニューになるのか。

教育部長 材料は同じであるが、アレルギー食品を除いた、小麦を使用していないカレーになる。

教育長 調理したものを作成の児童生徒に配膳されるように、誰が配膳しても区別できるように食器を変えるなどの対応をする。

学校教育課長 調査の結果、学校給食で対応を希望しており、医師の証明のある生活管理表を提出した20数名の児童生徒については面談をしており、除去食で対応するが、全ての品目にアレルギーのある子が一人二人いる。その子については、除去食での対応は難しいのでお弁当をお願いすることになる。

喜多委員 作る時のことでも重要であるが、配膳の問題もあるのではないか。以前に、担任が休んで代わりの先生が配膳し、アレルギー症状が強く出たといった記事を新聞で読んだが。

学校教育課長 給食センターから学校へ配送し、担当の先生が配膳するが、対象の子に確実に届くようにしなければならない。今後、学校を含めて打ち合わせをしていく。おかげをして、アレルギー症状が出てしまうこともあるので、学校では細心の注意を要する。

委員長 現在はどのようにしているのか。

学校教育課長 丸岡地区では対応している。丸岡地区以外では、通常の献立表よりも詳細に記載されている献立表を保護者に渡し、保護者の判断で対応している。

委員長 要綱の基になる国の法令等はあるのか。

学校教育課長 8ページの生活管理指導表は国が示しているものである。アレルギーに対しての国の指針が出ているので、それに準じた要綱を制定する。

教育長 医師会の協力を得ることも必要であり、対応に苦慮している。

学校教育課長 医師会も診療科目に違いがある。小児科が良いが、こちらから指定はできない。子どもは成長するにつれアレルギー食での対応を必要としなくなる場合もあるようなので、専門的な診断も必要となる。

委員長 診断の費用は、保護者の負担となるのか。

学校教育課長 小児科医師会では無料で記載するという県内の申し合わせがあるが、坂井市医師会は全ての診療科目で構成されているので、保護者負担となる。その点については、調整している。

委員長 ほかに、ご意見等がなければ、「議案第21号 坂井市学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱の制定について」は、原案のとおり承認

してよろしいか。

(異議なし)

委員長 「議案第 21 号 坂井市学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱の制定について」は、原案のとおり承認する。

【議案第 22 号 就学指定校の変更許可について】

委員長 これについて事務局の説明を求める。

学校教育課長 (議案内容の説明)
新規の申請が 2 件である。

委員長 これについて何かご質問、ご意見等はあるか。

(異議なし)

委員長 ご意見等がなければ、「議案第 22 号 就学指定校の変更許可について」は、原案のとおり承認してよろしいか。

(異議なし)

委員長 「議案第 22 号 就学指定校の変更許可について」は、原案のとおり承認する。

来月の定例教育委員会は、12月25日（水）午後1時30分からに決定。

【平成 25 年 11 月 坂井市定例教育委員会 審議結果】

平成 25 年 11 月 26 日（1 日間）に開催された、定例教育委員会審議の結果を報告する。

議案番号	件 名	議決年月日	審議結果
議案第 21 号	坂井市学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱の制定について	H25.11.26	原案承認

議案第 22 号	就学指定校の変更許可について	H25.11.26	原案承認
----------	----------------	-----------	------

上記のとおり会議の顛末を記し、これを証するために署名する。

平成 25 年 12 月 25 日

教育委員長

青柳 衣谷

職務代理人

喜多 正之

委 員

小鳥 義昭

委 員

三宅 小百合

教 育 長

川元 利夫

会議録調製職員

庄納 俊明

島田 順子